

令和4（2022）年度第3回 伊丹市人権教育・啓発推進会議

【開催日時】 令和5年（2023年）2月10日（金） 9時30分～11時00分

【開催場所】 伊丹市立人権啓発センター 大集会室

【出席委員】 金山委員、森田委員、波多江委員、奥村委員、喜島委員、池田委員、方委員、寺岡委員、平野委員（9名出席）

【欠席委員】 林委員

【事務局】 市民自治部長、市民自治部参事兼共生推進室長、人権啓発センター所長、人権啓発センター職員、同和・人権・平和課長、同和・人権・平和課職員

【議事録確認委員】 波多江委員、森田委員

【傍聴者】 3名

【議題】

- 1 「伊丹市人権教育・啓発白書令和3（2021）年度事業内容」（案）について
- 2 伊丹市立人権啓発センターの事業及び運営について
- 3 その他

【会議内容】（要旨）

委員長 水平社が創立して100年ということで、今年度の伊同教大会の内容としては原点に戻るといふか、同和問題を基本に据えた議論をしていこうということで、各分科会で進められたと聞いている。私は出席出来なかったが、素晴らしい研究発表が出されたのではないかと考えている。

本日の議題の中心は、例年、人権教育・啓発白書を出しているが、基本方針が出て、かなり進化した白書の内容になった。PDCA、各事業についての成果と課題の整理を合わせて、次年度の方向性を明示していく。行政側は、大変な作業、非常に厳しい作業だったと思うが今まで一步進んだ、素晴らしい白書であると考えている。本日はそのことを中心に議論を進めていくので、各委員、忌憚のないご意見をお願いしたい。

本日の議題は、大きく二つ。

議題1は、「伊丹市人権教育・啓発白書 令和3（2021）年度事業内容（案）」に関する事。議題2は、「人権啓発センター事業及び運営について」である。

前回は人権啓発センターを中心に議論をした。本日は、十分な時間が取れないかもしれないが、議題1の中にも人権啓発センターの運営に関わるような内容がある。議題2は時間の流れによっては十分とれないかもしれないことを、最初に断っておく。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 （事務局説明）

委員長 最初に説明したとおり、本日は議題1を中心に進めていく。

進め方だが、全部を通してというところが広がり過ぎるので、白書（案）の目次を参考にしたい。

まずは、項目1の人権全般について議論したい。次に、項目2の様々な人権課題について。これは非常に幅広いが、ポイントを絞りながら、大きな一括りとして議論して進めていく。

続いて、項目3の人権を守る取組と、項目4のあらゆる場における人権教育・啓発の推進、項目5の総合的・効果的な推進等については、まとめていきたい。

では白書（案）を見ながら、進めていきたい。各委員、質問、意見はありますか。

私から1点ある。

白書（案）7ページにある「人権啓発推進委員」について。私も以前、人権教育室に在席していた。その中で、市民の啓発ということで人権教育指導員制度というのが市にあり、私がいた時代には、市内の各校区から二名の人権教育推進委員を出して、その地域の人権啓発の推進役を担っていくという形で進めていた。

しかしながら、現実には地域の方にいろいろお願いしても、推進委員の候補者が上がってこないということが当時はあった。地域に出かけて行き、地区社協の会長や自治会長にも会い、趣旨を伝え、その地域の人権の推進役ということで推薦をお願いしたいということを伝えましたが、在職中はすべての校区が埋まらなかった。やはり、同和問題を中心とした人権問題について、十分理解していただけないために、地域のまとめ役の方はそういう大変な仕事を、重役を強いることが

出来ないということであった。或いは、人権啓発の推進をどう進めていっていいかわからないというのもあるなど、様々な問題があった。ただ、そのような状況の中、7～8年前の緑ヶ丘校区の人権啓発推進委員だったと記憶しているが、地域で人権啓発のビデオを鑑賞する研修をした。その推進委員も、人権という言葉を出すと、なかなか人が集まらないということで、随分苦勞されていたが、その当時の人権教育室の職員の関わりもあり、開催したところ、大変地域の人に受け入れられた。このような啓発について、伊同教の研究大会で発表されていた。

私はすばらしいことだと思った。人権教育室主幹の働きかけと、その役員をやっている方がしっかりやってみようという意欲を持って、やっていただいた結果だと思う。当たり前を受け入れられた、そういう事例だったのではないかと思う。

推進委員は、全校区にいる。ただ今その人たちが地域において、どういう状況にあるのか。地域で人権問題を扱うというと、敬遠される。そういうこともあるのではないかと思う。

そのあたりについて、市の方で掴んでいる現状或いは支援策はあるのか。活動もゼロではないが、そんなに活発に地域の活動ができていないなら、今後さらに前進させるために、何か方策を考えているのか。

A委員

関連して、自治会ごとの同和研修のあり方は静かになっていると思う。

私が昔、美鈴町に住んでいた時に班長になった。その時に、同和研修をするという事で、自治会長が相談に来てくれていたが、班長としての用事と重なり、自治会の方をお休みした。すると自治会長が、肝心な人が休んでなんで私たちがやらないといけないんだ。A委員が来なくてはだめだということを周りの人に言っていたと聞いた。また、年度初めに様々な役を決める時に、堀池運動広場と言うのがあり、これはA委員得意の仕事だと決められる。

結局、みんなの問題というのがまだまだ意識がない。私らのためにしてあげているみたいな状況もあった。昔と比べ、随分変わってきたと思うが、まだそういったことが、自治会の中には残っていると思う。自治会ごとの研修は大事だと思う。

人権教育指導委員の話になるが、私とB委員はある研修に派遣されたことがある。その研修について、派遣のルールを知らない人が直接電話をかけてきた。私たちが窓口になってもいいが、私たちが言わない限り人権教育室もそのような電話があったことがわからない。その研修は、夜に開催する研修で、帰るのが遅くなるので通い慣れた道でもわからなくなる。そのように私たちを乱暴に使う研修だった。

研修だから夜でも昼でも構わないが、各学校が講師をお願いするときに、人権教育室を通してほしい。予約するときのカードをもらい、それを持って人権教育室に持って行ってくださいと伝えているが、何をしたいのかわからないというろたえている人もいる。昔に比べると研修が減っている。自治会の研修もない。手続き等など、そこは行政が手続きなども合わせて、統一させて責任を持って行わないといけない。

B委員

委員長が話された指導員は、A委員が話された委員とは違う委員だと思う。委員長の話は、人権啓発推進委員で、校区に2名いる。

委員長 私の話は校区に2名いる人権啓発推進委員。A委員が話されていたのは、人権教育指導員制度。私の話がややこしく申し訳ない。

A委員 委員長の言われた研修も、私たちが指導員として行く研修も大事。

B委員 以前は人権啓発推進委員が集まって、講演会もやっていた。委員長が話された映画会も自治会でやり、それを伊同教研究大会で発表されたのも私も聞いている。素晴らしいことを始めて頑張っているのだから、続いたらいいのにと思っていたら、1年で終わってしまった。その自治会だけでも続けて、毎年映画会をして話し合いをするというのを続けていけたらよかったのだが、人権教育室の後押しもないとなかなか続いていかないものと思った。

自治会ごとに啓発活動をしたということは、あんまり聞いたことがない。市の方からプッシュしていくことなどが大事。せつかく人権啓発推進委員になっているのに何もしていないのはおかしいのではないかと思う。

C委員 私が人権教育室に在席していた平成21、22年ぐらいに人権啓発推進員も活発にしないといけないと人権教育室で話が出た。当時、私と別の職員とで、人権啓発推進委員をまずは学校に連れて行き、学校との出会いやつながりをしっかりしていこうということ。それと、学校で年間1～2回ある人権参観、それにも参加してもらうといった働きかけをした。

委員長が言うように、当初は池尻小学校と南小校区の人権啓発推進員が動いてくださり、人権教育指導員を講師に迎え、人権教育室に置いてあるビデオを流すといった研修を行った。それがどこまで続いたのか今はわからないが、その当時3～4年ぐらい続いたのではないかと思う。

また、人権啓発推進員に対して年間約6回の会議、研修を年間約3回開催し、先進地域への訪問も当時行った。そういったことが、継続しているのかもわからないが、せつかく人権啓発推進員をしているのに、単に研修を受けて自分だけが主になってはいけないので、それをどうアウトプットしていくかということを考える、そういう形で進めていったのが大体2～3年あった。人権啓発推進員がどれだけ研修したのかという回数も集計していた気もするが、その辺のデータが残っているのかもわからない。私が在籍していた時には、そういったことはさせてもらっていた。

人権啓発推進委員も当時意欲的な方がいた。ただ、やり方等の手法がわからないから、それを市が後押ししてやっていく。そういったことを継続していくと、大分変わってくるのではないかと思う。

やはり学校との繋がり、PTAを集め、そういった活動もできるのではないかという思いもある。人権啓発推進委員の活動が活発になっていけばいいと思う。

D委員 私も自分が着任していた学校の代表として、地区社協や自治協などの会議に月1回参加させてもらっていた。

そこでの私の経験になるが、地区社協の会議には複数の自治会の代表が来ており、人権啓発推進委員については2年ごとの輪番制であった。今年から2年間は自治会とこの自治会の中から、人権啓発推進を出してくださいということで決めていた。何年後かには自分の自治会に回ってくるということで、来年度は自分の自治会から出さないといけないなど、きちんと認識されていた。

やはり所管課である人権教育室から、人権啓発推進委員の方はこういう役割であるということをきちんと伝えていく必要がある。また、地区社協の会議においても、地域でも人権を広げていってくださいますということを、説明していくことが大事。

当事の話になるが、ある人権啓発推進員の方が、どんな活動にしたらいいのかわからないと相談があった。おそらく人権教育室にも同様な相談があり、地区社協の会議の場で、今年はこのテーマでビデオ鑑賞をしようなどと話し合いがされた。その後、ビデオ鑑賞をして、参加者で感想を言い合ったりしたことがある。その中には、複数の自治会長が来られており、地域の人にも見せたいということで、しばらくこのビデオ貸してもらいたいなど、各自治会でそのビデオをご覧になったと聞いている。

私自身も人権教育指導員であるので、人権教育指導員が地域に行き、人権教育指導員の役割や人権啓発推進委員の役割について、各自治会に説明することもできると思う。そんな積極的な推進をこれからも望みたいと思っているし、協力したいと考えている。

委員長

人権推進委員が活動しやすい環境を作っていくことが、これから大事だと思う。行政が啓発事業を進めていくということ、或いは団体と連携して実行援護を作っていく。同時に、地域に根づいた小さいブロックでの、その地域の特性に合った研修を進めていくことがとても大事である。

私が人権教育室に在籍していた時より、はるかにすばらしい取組をしていたようであり、現在どうなのかということをチェックして、それがさらに進展していくようになればいいと思う。

E委員

それと関連する項目4のあらゆる場における人権教育・啓発の推進の家庭・地域・職域について、意見がある。

様々なところで人権研修会をしますのでも来てくださいますと言っても、敷居が高く、研修に行き話をするという感じにはなかなかなりにくいと感じたことがある。

私の話になるが、近所の人達と立ち話をしている、在日韓国人の苦労や考えなどの話をしたら、その話を聞きたいということで、数人がその人の家に来てお茶を飲みながら話をしたことがある。

形式的な研修で、教える人、教えられる人という関係ではなく、お茶を飲みながら集まり話し合うことは、人権問題が演壇の上の話ではなく、同じ目線で「どうですか、そうですね」と会話し、話し合うことができる。

私はそういう感じで、近所の人どうし話し合いながら人権意識を高めていく、それが大切だと思う。

人権意識を生活レベルで身近に感じるという、この蓄積が大事。これが市全体の人権意識を高めると思った。

地域・家庭・職域などの研修会を大上段に構えるのではなく、そういう地域の出前のような形で実施するような制度もあってもいいかと思う。

具体的に言えば、地域で集まってお茶飲みながら話す場に、人権教育指導員を派遣することは可能なのか。

事務局

人権教育指導員については、女性や子ども、外国人などに様々なテーマに関し

て人権教育指導員に登録してもらっているのです、E委員お話のような場で、その制度を活用することは可能である。市民は市に申請を出してもらえばいい。

E委員 地域の人が集まる場に人権教育指導員の派遣も可能であるなど、宣伝や啓発を市でもやってほしい。

出前講座のような、ふらっと行ってふらっと来る。そういう感じで、人権について当事者が行き、話をする。長い目で見たときに、市民に対する人権活動に繋がっていくと思う。そういう制度や内容を市民に知らせるなどしてもらえたらありがたい。

委員長 すばらしい提案だと思う。

F委員からも人権教育指導員制度の啓発パンフレットの工夫に関する意見が資料の中にあっただけで、関連して意見をお願いしたい。

F委員 資料の2ページのとおり、人権教育指導員制度と言うのが知られていないという事で意見を出した。すごく大事な事業であると思うし、受けられた参加者からはよかったという感想をもらうので、そのPRの方法を工夫したらどうだろうかという意見を出した。

市内の中学生や高校生がデザインしているものがたくさんあり、それが大変上手である。人権教育指導員の派遣パンフレットも毎回同じようなものではなく、市内の学生にお願いして書いてもらったらいいいと思う。そうすることで、保護者の方も制度の存在に気付いたり、目新しいイラストが入って「これ何だろう」というふうに関心を持ってもらうことができるなど、制度の周知ができるのではないかという意見を出したところ、検討するという回答をいただいた。

委員長 議論もかなり深まり、良い意見もたくさん出たので、参考にさせていただきたい。他はいかがか。

A委員 学校での同和研修や子ども向けの研修について意見がある。コロナの関係もあって研修自体が少なくなっているが、全同教が奈良県で開催された際、素晴らしい教師がおられ、地元と連携しながら実践を行っているとのことであった。教師と子どもたちの研修が随分減っている。学校でどれだけ研修を行っているかは、市の方で分かっていると思うが、いかがか。

C委員 学校でどれだけやっているかは市はわからない。

委員長 人権教育指導員の派遣したものについては、分かるようになっている。

A委員 子どもたちの研修が少なくなっているのは確かである。

委員長 A委員やB委員が昆陽里小学校に招かれて、毎年高学年の研修を行っている。それが続いているのは素晴らしいと思うが、そういった広がりが減っていると思う。

A委員 実施する小中学校が少ないと思う。

B委員 先日行われた伊同教研究大会の人権教育部会に、摂陽小学校の先生が参加された。その時に、先生が話されていたのは、摂陽小学校が開校された経緯や、笹原中学校が開校された経緯も知らないまま、そして子どもたちが自分たちの校区内に地域の子がいるということも知らないまま卒業させるのが、すごく悲しいという話であった。そういう学習ができていないということに、不安を感じているという意見があった。子どもたちに、こういう問題があった、地域の中にしんどい思いをしている子がいるということをきちんと生徒に教えて卒業させたい、中学校へ行かせたいと、その先生は話された。私も頑張ってくださいと伝えた。

委員長 私も以前、退職された笹原中学校の校長と話していたが、学校が開校されたその背景というものを教職員が今一つ認識できていない、大きな課題であるということをお話されていた。

A委員 摂陽小学校は、必ず年1回、夏休みに人権啓発センターに来てもらい、フィールドワークなどの研修をしている。

委員長 同和教育の発祥の地、人権の情報発信してきた地域であるから、人権啓発センターに足を運んで学ぶということは、非常に大事なことである。次の議題になるが、ここの施設で常設展示などもいろいろ考えているということだが、足を運べば、人権問題の原点をここで学ぶことができるという、そういう施設であるべきだと思う。

それでは、次の項目2の様々な人権課題の取組について意見について、各委員、質問、意見はいかがか。

F委員 各委員の意見のとおり、啓発などはそんなかしこまったものではないという考えのとおりだと思う。

先日開催された伊同教研究大会のPTA部会に参加したが、その時に発表なんてできませんと言っている人に対し、人権教育室の職員が、課題というのは身近にあって普段考えていることをまとめられて一緒に考えることで、それが人権の課題解決に繋がると説明された。その話をPTAの方から聞いて、すばらしいなと思い、その部会自体とても活発でよかった。この場の中に学びがあるというふうに感じた。

その視点ともう1つ、市の職員に頑張るといっているのではなく、一つの担当課だけではなく、様々な部署、様々な市民、様々な活動団体、様々な地域が少しずつ意識を高めることで、市の人権意識があがる。結局、人権を学ぶということは、自分のことを大事にすることに繋がり、それは住みやすい町に繋がると思っている。伊丹が良い町と思うためには、人権の知識をそれぞれがしっかりと持つことが大事であると常々思っている。

そこで、資料の3ページ目にある男女共同参画センターについて、意見がある。団体の横軸についてであるが、かつては女性フォーラム実行委員会というものが、市民団体の意見を活用して実行していた。それは今はもうないのか、ないのであれば、やはり必要ではないかという意見を出した。回答として、ここサークルが立ち上がっており、やっていますという回答であった。

しかしながら、ここサークルは既に4回程度実施されているが、団体の連携で

はなく、毎回参加する人は違う人で、実態として団体の連携というまでは、いっていないという感じである。できていないという回答であればいいが、実態としてできていないのに、できていると回答すると、今後流されたりする。この項目に限らず、きちんとしたことができていないのなら、「できていない」や「頑張ります」など、きちんとしたことができるまで「できていません」という言葉を使う方がいい場合もあるのではないかと感じた。

事務局 委員、指摘のとおりであると認識している。書き方の問題もあるが、令和4年度から交流事業として、ここサークルを立ち上げたということで、十分な連携がまだできていないというのは、指摘のとおりと思っている。

ネットワーク会議という形で主に企業や商工会議所などが集まったものを立ち上げ、わりとアクティブ的な雰囲気であるので、この辺は発展させていきたいと思っている。

委員長 女性に関することで他に意見はないか。女性以外の人権問題もある。高齢者のことに関して、G委員いかがか。

G委員 我々集団生活している上で、人権という問題に関して、深刻に考えているような状況は少ない。

一般的に人権問題というと、非常にハードルの高いように感じる。当事者にならないとどういう立場で何が欲しいかがなかなか言えない。生活していく上で、自分たちの人権がどうなのかという話をしたこともない。同和問題にしても、なぜ同和が起きたのかというような根本的な問題を、小さい時にどこまで教育しているのか。私たちが子どもの時はそういう教育は受けていなかった。

最近ニュースなどで言われているのは、外国人が入管で虐待を受けて殺害されたなどの問題はあるが、日頃人権というものあまり感じていない人が多いのではないと思う。だからそれをどういうふう啓発していくのが、大きな課題であると思う。

A委員 今言われた意見が出るというのも大事。人権問題を難しくしてしまっているところがある。誰もが持っている生きていく権利である。

そもそも同和地区や同和などは誰がつけたのか、誰が作ったのか。国の制度で、ここを部落にしようとする国が勝手に作っている。ここに住む人達を悲惨にしようと、周りの人たちの要求を抑え、「あそこを見れば、あんたらはマシで、そんなの贅沢だ」というふうに思わせる我慢させるために、部落という悲惨な地域を作っている。その部落という枠にはめられた者はたまったものではない。

人が作った差別だから作った目的があったと思う。その目的を知り、理解すれば、同じ人間なのに悲惨なところで生活させられたり、下見て暮らせとしんどい人たちを見させて、自分たちはマシだという社会を作ってきたのは誰もが知らないといけないと思う。

様々な歴史があると思うが、そこがネットである。共に頑張ろうという人は増えてはいるが、やはり厳しい。昆陽里小学校の子どもが「話をしてくれてありがとう」とくれた手紙を見返している。中学校の子どもは「結婚する時にはがんばろう、今日のおばちゃんの話聞いたことをしっかり覚えて頑張ろう」、そんなことを書いてくれている。「みんな同じ人間。どこにも差がない。日本のいやらし

い風習というか、なごりというか。

そういうシステムが部落差別を作っただけでなく、生きてく上に立ちはだかっている。ずっと人を馬鹿にしたり、人としてみなされないことにつながるのは残念に思う。

E 委員

市民力の育成という視点で、例えば、人権問題を積極的に活動している市民団体への支援や援助を考えていただきたい。

女性、子ども、高齢者等、様々なところで市民が集まってグループを作って活動している。その中にはNPO法人や個人のグループでやっているところもあると思う。活動をオフィシャル的にしている団体に対して、市はしっかりと活動をしていると判断をしたら、支援や援助、助言も含めて積極的に行う。そうすることで市民力が高まっていくのではないかと思う。

例えば、基本方針（案）の41ページの外国人の人権問題に関する項目で、出会いと交流の場づくりについて、私たちが長年活動していて、それなりの成果を上げたと思っている。そういう団体は、他にもあると思う。それを市が援助をしていく。私が入っている活動団体で、スリランカ人をはじめ多くの外国人を支援している様子を映画化したものを上映する。実際の日本の出入国管理及び難民認定法がどうなっているか、入国者収容所の実態がどうなっているかを上映するが、活動団体にはお金がない。参加費500円を徴収することになっているが、50人集まれば大成功ということで赤字覚悟で行動している。そういう人権のための活動を行っている団体に援助をしていただければと思っている。地道に市民たちが行っている人権活動を市が育成、共働という観点で支援してほしい。そういう活動は審査も必要だと思うし、それを行い、確かに人権のためにやっているという団体に対して、支援や援助を行えば、市民の人権意識の底上げに繋がることを間接的に行政がしていることにはなるのではないかと思っている。

委員長

2016年に障がい者の問題、部落問題、ヘイトスピーチの問題で、それらを解決していこうという人権三法ができた。昨年の人権フェスティバルで、奥田均さんを招いた研修会があった。奥田さんの話は非常に話わかりやすく、今までは障がい者問題、在日問題、或いは同和問題について、行政が解決のために予算を取って、様々な事業を展開してきた。人権三法の対象は、ヘイトスピーチの問題は、日本人の外国人に対する差別意識の問題。障がい者の問題は、健常者が障がい者に対する理解や配慮の問題。部落問題については、部落を取り巻く周りの者の意識の問題で、それらを変えていくということ。これがこれからの課題であるし、人権三法の一つのポイントという話があり、なるほどと思った。

部落問題、A委員の話であったが、法律の下、33年間対策事業を行い、確かに大きな成果があったが、依然として結婚問題を中心としたその差別問題が残っている。もう一つは人権救済の問題もある。法律名で部落差別というか言葉が使われたのが、今回の法律が初めて。情報化社会で様々な情報が掲載されている。私も摂陽小学校在籍時に、教育推進教諭をしていたが、ある文化祭で、部落地名総鑑そのものが展示されていて、非常にショックを受けた記憶がある。今はその情報が、ネットを通じて無制限に流れている。先ほども言ったように、やはり部落の問題は部落を取り巻く周りの問題である。やはり啓発とか教育はしっかりやっていかなければいけないと思う。

障がい者の問題についてはまだ触れていないが、障害者差別解消法ができ、障

がいがあるということで差別をしてはならないということと同時に、合理的な配慮をするよう規定されている。来年度までにそれが民間の企業も全部義務化されるが罰則規定はない。この法律の趣旨について、企業等に浸透しているのか、行政としては、浸透させるために具体的にどのようなことをやっているのか、合理的配慮をという観点で非常に問題があるというような意見があるのであれば聞かせていただきたい。

私は別の会議で、そういう相談事例を聞いたことがある。例えば、車椅子で生活している人に対する公共の交通機関の対応の不適切さという相談があったような内容である

行政で趣旨を浸透させるため、例えば、企業に対する文章は出しているのか。どういう指導をしているのか。

事務局

企業については、いわゆる伊同教の企業部会を私が担当させてもらっているが、今年度、水平社宣言 100 年ということもあり、伊同教の今年の形としては部落差別の解消に向けた根幹が伊同教の目指すべき目的であると踏まえた内容を各部会でテーマを設定した。

その中で今回、企業部会については、伊同教が作られた経緯と部落差別の根幹についての話を助言者という形で、人権教育指導員から話をさせていただいた。また、私の方からは、伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針が改訂されたことと、人権啓発冊子人権ってなあに？を配りました。

その際、特に部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法の3点を簡単に説明させていただき、企業の皆さんに広く周知をした。

事務局

補足して、他の啓発としては、12月の人権週間のときに、人権三法のパネル展示等、その他のイベントがあれば人権三法についての展示等で啓発をしている。担当課の障害福祉課はどこまでやっているかは把握していないが、イベントを活用しながら人権教育室、同和・人権・平和課で実施している。

委員長

別の会で、それを聞こうと思っている。例えば、商工会議所は企業体の組織があるので、そういうところを通して、趣旨を啓発するということをやっているとは思っている。伊同教も、市内全部が参加しているわけではない。そのあたり、情報があつたら、また聞かせてほしい。

H委員

合理的配慮について、委員長の話があつたように、今後は民間も義務化になるが、それがどこまで浸透していき、一般企業、例えば中小企業や、街の食堂、スーパーがどこまでやっていただけるのか、期待している。

視覚の場合でいうと、サポートをしてもらい、スーパーでも対応してもらっている。特にそういう不自由さみたいなことはなかった。しかし、以前は盲導犬を連れて食堂に入ると断られた。何年か前までは、開業医の病院で、犬を連れて診察に行きたいと言ったら、犬は困りますと言われたそういう話もある。障害福祉課に相談をした経緯もあるが、最近はそのような話も聞かない。民間の方がどこまでされるかというのも一応期待している。また、国際権利条約で日本が色々指摘をされたが、これがよい方向に向かえばいいと思っている。

基本方針（案）の31ページから記載している障がい者の日常生活用具についても、一定の規約のある中で、どうしても生活に必要なものを福祉で購入してい

ただ、技術の進歩などで様々な新しい製品も出てきている。その都度お願いはしているが、予算関係もあってなかなか難しい。

個人的な話になるが、昨年暮れに中学校のトライやるウィークで生徒と一緒にやった。実際に中学生に障がい者の立場からのことを手引きしてもらったり、お話をしたりした。はじめは「最近の若い人は」と思っていたが、なかなかしつかりして福祉や障がい者、差別などに目を向けてくれており、将来活躍してくれたら嬉しいと思った。障がいとか関係なく、みんな同じで、私も目が見えないので、ヘルパーを活用しているが、「みんな一緒だから」みたいな話をして何も遠慮しないでという話をして、とてもいい感じで終わらせてもらった。今後その子どもたちが大きくなって、社会に出たときに、あの時のことを思い出してくれたらいいなと思って、トライやるウィークは終了した。

今後については、法律ができて一般社会で浸透していかないといけない。センターや、私の知っている団体でも講演会など様々なことを行っているが、なかなか細かいところまで行くには相当時間がかかると思ったりしている。

委員長 他にいかがか。

A委員 例えば、伊丹に部落はありますかとの問合せ、様々な問合せが行政にあると思うが、私らも含めて電話があったときに、もっと詳しいことを聞きたいのでお会いしませんかと言う。苦手だと思ったら電話だとすぐ切られる。行政も担当者に任せるのではなく、誰もがそういう対応ができるような行政組織にしないといけない。また、電話を架けてきた人に、こっちが聞いたときに切られてしまうのではなく、そこは優しく言って来てもらってゆっくり話を聞ける、そういうことができたらいと思う。行政だけでなく、私たちにも電話はかかってくるのでそういう対応ができたらい。

講演会などの中で驚くような発言があっても、この人だったら話が出来るといふ人を探して、団体とかも活用して、そういう次のステージを作るようにしていかないといけないと思うのが一つ。

もう一つは、例えば、議会の中で議員が差別発言をした場合、行政としてはその考えは間違っているとは言えないのか。発言の内容によっては行政も向き合って、その人に言える体制はとって欲しい。難しい話だと思うが。

B委員 前の市長の時になるが、議会の中にも人権問題研修会があり、議長が座長を担い、人権問題を研修する場があったが今はないのか。

事務局 年に何回か議会の中でしていると聞いている。

B委員 昔の話になるが、伊同教広報紙「ひかり」を作っているときに、議長のところへ行き、どんなことをしているのかということ聞いたことがある。それが続いていると、せめて人権三法ぐらいは研修して欲しいと、先日の議会を見た時に思った。

委員長 確かに議員の人権の研修する組織は今もあると思う。研修内容の方向づけなど行政の方からでもできるような気もする。

また、こういう社会であるから、様々な不安を持った市民がたくさんおり、そ

の方が地域で孤立しているということもある。そして、その人から驚くような発言になって現れる。その問題も放置できないが、なかなか難しいと思うので、行政だけがするものではなく、団体や或いはこういう機関で話し合っているような形で、その人の孤立を和らげていくような対応をしていくことが大事。

時間はないが、最後に人権啓発センター事業について。各委員、資料に目を通していただいていると思うが、コロナ禍の中でいろんな工夫の事業を行い数字的にも、コロナ前に戻っている。冒頭でも言ったように、このセンターの特性や常設展示などについて、事務局、説明をお願いします。

事務局

事業について、事前にお配りしている資料を見ていただければと思う。

もう一つの常設展示についてだが、人権啓発センターであるので人権啓発をしていく拠点施設。その一つの啓発のための手法として、展示があれば、市民にわかりやすく理解していただくことも可能なのではないかとということで、一つの手段として、展示をしていくことを考えている。

その展示内容については、部落解放同盟兵庫県連合伊丹支部、部落解放伊丹市民共闘会議、NPO法人伊丹人権啓発協会の方と行政とで、話し合いをしている。また、前回から市立ミュージアムから、学芸員の方にも来ていただき、旧博物館でどのような資料を所蔵していたのかを教えていただいている。前回の話し合いの中で、博物館で所蔵している資料等については、例えばお借りして展示する場合、展示物を保存するための空調設備が必要になってくるので、お借りして展示するという事はなかなかハードルが高いと感じた。

今後も話し合いについては継続的に進めていき、来年度で展示できるようなものを作ってみて、どれぐらいのスペースが必要なのか、どれぐらいのボリュームのものまで展示できるのかを行っていきたいと思っている。

各委員もセンターに来ていただいた時にご覧いただき、その都度、意見をいただきたいと思っている。

委員長

展示資料として、当時、解放学校の子どもたちが地域の学習をやっていたので、そういう資料がたくさんあると思うので参考にさせていただきたい。

以上をもって、第3回人権教育・推進会議を終了とする。

令和5（2023）年 3月 24日

確認委員 波多江 みゆき

確認委員 森田 邦彦